

事務連絡(安-2019-64)
2020年 3月25日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長(建築・土木)
安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】 「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用について(指示)

安全環境本部長より“指示”がありましたので連絡します。

今年度は、再三、墜落災害撲滅を指示したにもかかわらず、2月末時点で11件と墜落災害発生に歯止めが掛からない状況であり、異常事態と言わざるを得ません。

また、発生した墜落災害の多くは、明らかに危険軽視とみられる行動災害であり、死亡に直結する墜落災害は絶対に起こしてはならないという固い決意から、来年度の全社安全衛生計画に「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用を盛り込みました。下記に全社共通ルールを組み込んだ関西支店版を見直しましたので、その厳格運用を徹底するよう強く指示します。

記

関西支店ペナルティ制度について

『安全帯未使用ペナルティ制度』の厳格化運用

- 1、目 的 高所作業での安全な作業床等の設置と安全帯を完全に使用することにより、墜落災害の防止をはかる。
- 2、運 動 名 「墜落防止を重点にした死亡・重篤災害絶滅運動」
- 3、期 間 令和2年4月1日 以降
- 4、対 象 関西支店管内全作業所(JVサブ除く)

5、実施内容(計画時・着工前・作業中に実施する事)

※計画時

- ①作業所は職長をまじえ、作業姿勢を考慮した安全な作業床等の設置をまず検討する。
- ②やむをえず安全な作業床が確保出来ない場合は墜落防止設備(親綱、ネット、昇降設備等)を必ず計画に盛り込む。

※着工前

- ①「事前打合せ」において、取引業者、作業所、部署スタッフ等は作業手順の中で安全な作業床等の確保及び安全帯を使用すべき場所・作業と墜落防止設備の内容を確認する。
- ②高所において、安全帯の掛けかえがある作業については二丁掛け安全帯を使用する。
- ③前日の作業打合せ、朝礼及び現地KY時に安全帯を使用すべき作業・場所を関係作業員に周知する。

※作業中

- ①職長は作業員の安全帯使用状況を監視する。
- ②統責者・担当者は、巡回時に作業床・墜落防止設備を点検すると共に作業員の安全帯使用状況を厳しく点検し、不良な設備、安全帯未使用者があれば即是正させる。
- ③取引業者事業主等は店社パトロール当日、事前に安全帯使用場所、作業を確認する。パトロール時安全帯の使用状況を厳しく点検し安全帯未使用者があれば、即是正させ指導する。
- ④「事前打合せ」に出席した関係スタッフは作業初期段階に巡回し墜落防止設備の状況、安全帯使用状況を確認する。

6、安全帯未使用作業員の所属事業主に対する措置

＜安全帯未使用に対するペナルティ＞

1. 高さ2m以上で墜落のおそれのある場所で未使用の場合は、当事者と職長に対し、建設所長または現場管理責任者から口頭で注意する。
2. 同一作業員による2度目の未使用の場合、理由の如何にかかわらず事業主による自主教育(※1)を実施させ、その受講後に限り再入場を認める。
3. 同一作業員による3度目の未使用の場合、当該現場への再入場は認めない。
また、この場合その部署内での新規工事の取引停止を2か月とする。

＜安全帯未使用に伴う墜落災害が発生した場合のペナルティ＞

- ・事業主は自社における安全帯未使用防止対策を策定し、部門安全管理総括責任者宛に書面で提出させる。

(※1) 事業主による自主教育要領

1) なぜ

事業主責任を確実に果たすため

2) なにを

- ・事業者、職長・安全衛生責任者、現場代理人の役割と責任
- ・作業員として守らなければならないこと

- 3) どこで
当該作業所で
- 4) いつ
違反後1週間以内
- 5) だれが、だれに
一次業者事業主又は代理人が、安全帯未使用作業員の所属する
事業者及び作業員に対し教育する。
(統責者、安全長等は教育に立合い必要に応じ指導する。)
- 6) どんな方法で(カリキュラム)
教育時間 2時間
- | | | |
|-----------------------------|-------|-----|
| ・一次業者の安全に対する経営理念、方針、目標、重点施策 | ----- | 30分 |
| ・事業者責任と役割、安全管理 | ----- | 30分 |
| ・グループ討議 | ----- | 60分 |
- 安全帯不使用の再発防止対策について
原因 → 要因 → 対策

赤部はH14年に発行した事務連絡(安-18)からの変更箇所

以 上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)19-16
令和2年3月9日

安全環境本部長



「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用について(指示)

今年度は、再三、墜落災害撲滅を指示したにもかかわらず、2月末時点で11件と墜落災害発生に歯止めが掛からない状況であり、異常事態と言わざるを得ません。

また、発生した墜落災害の多くは、明らかに危険軽視とみられる行動災害であり、死亡に直結する墜落災害は絶対に起こしてはならないという固い決意から、来年度の全社安全衛生計画に「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用を盛り込みましたが、現行制度の現場における実施状況には、部門間にばらつきが見られる等必ずしも良好な運用状況ではないため、現場における実行性を高める目的で、下記のとおり全社共通のルールを見直すこととしたので、その厳格運用を徹底するよう強く指示します。

なお、部門としてすでに変更後のルールより厳しいルールを実効的に運用している場合は、変更する必要はないことを申し添えます。

記

【現行のルール】

1. 各作業所で決められた安全帯を使用すべき場所・作業で未使用者を発見した場合、その部署内での新規工事の取引停止。ただし、違反発生日から7日以内に事業主が関係者に自主教育を実施した場合、ペナルティを解除。
2. 取引停止期間：2カ月間

【変更後のルール】

＜安全帯未使用に対するペナルティ＞

1. 高さ2m以上で墜落のおそれのある場所で未使用の場合は、当事者と職長に対し、建設所長または現場管理責任者から口頭で注意する。
2. 同一作業員による2度目の未使用の場合、理由の如何にかかわらず事業主による自主教育を実施させ、その受講後に限り再入場を認める。
3. 同一作業員による3度目の未使用の場合、当該現場への再入場は認めない。

＜安全帯未使用に伴う墜落災害が発生した場合のペナルティ＞

- ・事業主は自社における安全帯未使用防止対策を策定し、部門安全管理総括責任者宛に書面で提出させる。

＜取引停止期間＞

- ・必要に応じて部門で策定する。

以 上

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
生産所長、副所長、統括工事長(土木、堺、和歌山)
安全長、安全主任
大阪支店取引業者災害防止協議会
シミズビルライフケア関西
ミルックス大阪機材センター
エスシー・マシーナリ大阪機械センター

事務連絡(安-18)

平成14年10月17日

安全環境部長

墜落・転落災害防止を重点とした死亡・重篤災害絶滅運動
(安全帯使用ペナルティ制度)

当社において、今年全国的に休業災害が増加傾向にある中、特に墜落災害は占める割合においても37.5%と高率を占め年々増加傾向であります。当大阪支店におきましても昨年より件数は減少したものの、休業災害1件が発生しております。

このたび、安全環境本部より全国的な墜落災害増加に歯止めを掛ける主旨から標記運動をさらに充実するよう指示がありました。

大阪支店では、標記運動については平成10年から平成12年にかけて実施しましたが、このたび下記の実施要領で再度実施いたしますので、作業所関係者に周知の上徹底をお願いします。

記

- 1、目 的 高所作業での安全な作業床等の設置と安全帯を完全に使用することにより、墜落災害の防止をはかる。
- 2、運 動 名 「墜落防止を重点にした死亡・重篤災害絶滅運動」
- 3、期 間 平成14年11月1日 以降
- 4、対 象 大阪支店管内全作業所(JVサブ除く)

平成20年2・3月

※計画時

- ①作業所は職長をまじえ、作業姿勢を考慮した安全な作業床等の設置をまず検討する。
- ②やむをえず安全な作業床が確保出来ない場合は墜落防止設備(親綱、ネット、昇降設備等)を必ず計画に盛り込む。

※着工前

- ①「事前打合せ」において、取引業者、作業所、部署スタッフ等は作業手順の中で安全な作業床等の確保及び安全帯を使用すべき場所・作業と墜落防止設備の内容を確認する。
- ②高所において、安全帯の掛けかえがある作業については二丁掛け安全帯を使用する。
- ③前日の作業打合せ、朝礼及び現地KY時に安全帯を使用すべき作業・場所を関係作業員に周知する。

※作業中

- ①職長は作業員の安全帯使用状況を監視する。
- ②統責者・担当者は、巡回時に作業床・墜落防止設備を点検すると共に作業員の安全帯使用状況を厳しく点検し、不良な設備、安全帯未使用者があれば即是正させる。
- ③取引業者事業主等は店社パトロール当日、事前に安全帯使用場所、作業を確認する。パトロール時安全帯の使用状況を厳しく点検し安全帯未使用者があれば即是正させ指導する。
- ④「事前打合せ」に出席した関係スタッフは作業初期段階に巡回し墜落防止設備の状況、安全帯使用状況を確認する。

6、安全帯未使用作業員の所属事業主に対する措置

・再三にわたり(2回以上)安全帯未使用に対し是正を求めたにもかかわらず安全帯を使用しない業者(一次)に対しては、原則として、当該部署内での新規工事の取引を停止する。ただし、事業主が当該作業グループに対し下記要領により安全教育を実施した場合はその時点で取引停止を解除するものとする。

※平成21年5月より再三が即退場となった

①事業主教育要領

1) なぜ

事業主責任を確実に果たすため

2) なにを

- ・事業者、職長・安全衛生責任者、現場代理人の役割と責任
- ・作業員として守らなければならないこと

3) どこで

当該作業所で

4) いつ

違反後1週間以内

5) だれが、だれに

一次業者事業主又は代理人が、安全帯未使用作業員の所属する事業者及び作業員に対し教育する。

(統責者、安全長等は教育に立合い必要に応じ指導する。)

6) どんな方法で(カリキュラム)

教育時間 2時間

- ・一次業者の安全に対する経営理念、方針、目標、重点施策

----- 30分

- ・事業者責任と役割、安全管理 ----- 30分

- ・グループ討議 ----- 60分

安全帯不使用の再発防止対策について

原因 → 要因 → 対策

以 上